

## 令和6年度の生活習慣病予防健診の予約をスムーズに行なっていただくために 事業主様へ『情報提供サービス』のご利用をおすすめしています!

3月(健診機関により4月)から令和6年度の生活習慣病予防健診の予約受付が始まります。

健診のご案内は3月中旬～下旬に発送を予定しておりますが、**情報提供サービス**をご利用いただくことで、**生活習慣病予防健診対象者のデータをダウンロード**することができます。

情報提供サービスをご利用いただくと…

令和6年度の健診受診対象者が  
2月中旬頃に確認できる!

対象者情報は常に更新されるので、  
新入社員の健診準備に最適!

【利用いただくための申請方法】インターネットで受付しております



「協会けんぽ 情報提供サービス」で検索



「協会けんぽ 情報提供サービス」で遷移



利用申請(事業主)

「利用申請(事業主)」よりユーザーIDをご申請

「情報提供サービス」に関するお問い合わせは 企画総務グループ【☎026-238-1251】まで

## 【令和6年度 生活習慣病予防健診の対象年齢一覧表】

令和6年度の健診対象年齢は、以下の表のとおりです。健診準備にご活用ください。

健診の種類	対象年齢	生年月日
一般健診	35歳～75歳(※1)	昭和24年4月2日～平成2年4月1日
子宮頸がん検診(単独受診)	20歳～38歳の 偶数年齢の女性の方	昭和61年4月2日～平成17年4月1日

(※1) 75歳になる方は誕生日の前日までに受診をお願いします。(誕生日当日以降は後期高齢者医療制度加入となり対象外です)  
一般健診に**加えて受診**できる健診

健診の種類	対象年齢	生年月日
付加健診 →対象年齢が <b>拡大</b> されます! ※令和5年度までは40歳・50歳の方のみ対象	40歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日
	45歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
	50歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
	55歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
	60歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
	65歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
70歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	
乳がん検診	40歳～74歳 (偶数年齢のみ)	昭和25年4月2日～昭和60年4月1日
子宮頸がん検診(※2)	36歳～74歳 (偶数年齢のみ)	昭和25年4月2日～平成元年4月1日

(※2) **36歳・38歳**の方は子宮頸がん検診の**単独受診**も可能です。

【生活習慣病予防健診】に関するお問い合わせは 保健グループ【☎026-238-1253】まで

# ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関するお知らせ

## ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が  
先発医薬品と同等と  
国が認めたお薬です



先発医薬品の有効成分を利用して開発  
しているため先発医薬品よりも**3～5割**  
程度安くなる場合があります

患者さんや医療関係者の声を活かし、  
先発医薬品より飲みやすく工夫されて  
いるものもあります



長野支部のジェネリック医薬品使用割合は**8割**以上となっています！

(令和5年6月時点 数量ベース)

## 協会けんぽのジェネリック医薬品への取り組み

### ジェネリック医薬品切り替えに関するお知らせをお送りします

協会けんぽでは「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、ジェネリック医薬品に切り替えをすることで「実際にどのくらい安くなるかの目安」を知っていただくために軽減額通知をお送りしています。

対象の方

- ◎生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を  
長期間服用されている方
- ◎切り替えにより、お薬代を一定額以上軽減できる  
見込みのある方

送付時期

令和6年1月より順次  
(被保険者様のご住所へお送りします)

ージェネリック医薬品の供給についてー

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。



「ジェネリック医薬品」に関するお問い合わせは 企画総務グループ【☎026-238-1251】まで

## 令和5年度「医療費のお知らせ」Q&A



Q. 「医療費のお知らせ」に記載される受診期間が1ヶ月短くなったのはなぜですか？

A. 「医療費のお知らせ」を可能な限り**令和6年1月中に事業所様宛**（任意継続被保険者の方はご自宅）へ**到着できるように**、**送付時期を早める**ことによります。

Q. 「医療費のお知らせ」が届いていない従業員がいるのはなぜですか？

A. 「医療費のお知らせ」は主に**令和4年10月から令和5年8月**までの間に医療機関へ受診された分が記載されていますが、対象期間中に未受診であったり、お知らせの対象とはならない受診（レセプトの内容を審査中など）等については作成されません。「医療費のお知らせ」は、対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせは レセプトグループ【☎026-480-0562】まで



共に目指します。世界で一番（ACE）の健康長寿。

**全国健康保険協会 長野支部**  
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪

毎月10日に健康情報配信中!

登録はこちらから▶▶▶▶▶▶



kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ) からメールを受信できるように設定してください。